### 【発注説明書】

### 1 委託業務内容

糸魚川公共職業安定所にかかる除雪業務委託

### 2 仕様等

(1) 委託業務を実施する場所

庁舎構内において、委託業務を実施する。

新潟県糸魚川市横町5-9-50

糸魚川公共職業安定所駐車場構内(庁舎建物立地部分及び除雪機械が侵入できない部分は除く)

(2) 契約期間内の除雪予定時間

4 時間

なお、降雪量によって業務にあたる時間に増減があるものとする。

- (3) 委託業務の作業内容、実施時期等
  - ア 駐車場に午前6時現在積雪10センチメートル以上あった場合、若しくは10センチメートルに満たない場合であっても交通を確保することができないと判断される場合は、直ちに出動して午前8時までに駐車場及びその通路等の交通を確保する。
  - イ 崩落する危険のある雪庇は直ちに除去し、除去した雪が交通の妨げとならないよう除雪作業を行う。
  - ウ 土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から1月3日までの閉庁日は行わないものとするが、閉庁日であっても特に必要のある場合は、事前に協議の上出動する。
  - エ 上記の業務によって蓄積した雪により、交通または上記業務の妨げとなる場合、排雪を行う。その 際発生する費用については別途取り決めるものとする。
- (4) 道具及び資材の負担

委託する除雪業務を実施するに当たり受託者が必要とする道具は全て受託者の負担とし、除雪機械等の費用は全て契約を行う金額(各項目の単価)に含むものとする。

(5) 報告・検査

受託者は、作業実施日ごとに作業時間及び作業に要した除雪機械の種類を記載した作業日報を作成し、 1週間分を翌週の月曜日に実施官署である糸魚川公共職業安定所へ2部提出することとする。

(6) 支払方法

受託者は、各作業(業務)を実施した月の翌月に委託者に対して作業日報を添付して請求するものとする。

# 3 契約期間

契約期間は、令和7年12月1日から令和8年3月31日までとする。

なお、実際の契約締結日は令和7年12月1日を予定とする。

#### 4 その他

- (1) 提出する見積書は、別紙様式1によることとし、別紙様式2の誓約書及び別紙様式3の自己申告書も 併せて提出すること。
- (2) 見積書に記載するそれぞれの項目の単価の金額は、原則、消費税抜きの金額とし、それぞれの項目に

おける数量に乗じて積算するものとする。

- (3) 契約期間中に最低賃金法による最低賃金の改定によって、当該委託業務の履行確保に支障が生じることのないよう十分配慮の上、単価を積算すること。
- (4) 本件にあたり不明な点等は、見積公告に記載されている問合せ先へ連絡すること。

別網	紙様式	1
/ 4/	1 4 1 1 1 1 1 4 A	_

## 【見 積 書】

(糸魚川公共職業安定所にかかる除雪業務委託)

1	除雪值	七辈
ı	 श्रार ⇒ा	<del></del>

т.	M = 1 F <del>                                    </del>					
		名称	規格寸法	単位	単価	金額
1						
2	予定時間	発注説明書に準ずる			4 時間 (回)	
3	小計	( ① × ② )				
4	消費税(10%)	( ③ × 0.1)				
⑤	合計額	(3) + 4)				

- ※1 上記の各項目の単価については、原則、<u>消費税を抜いた金額</u>を記入すること。 ただし、あらかじめ単価に消費税が含まれる場合には、「消費税額」欄には「消費税は単価に含まれる。」 等記入すること。
- ※2 ①には【発注説明書】 2 仕様等(3) アのとおり午前6時から1時間(または1回)の作業での見積を 行うこと。
- ※3 ①で算出された単価に②を乗じ、消費税を加算した額⑤をもって見積価格とする。
- ※4 なお、①で使用したものと異なる時間単価等を設定する場合には別添(任意様式)を提出すること。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官 新潟労働局総務部長 殿

		【見積り業者			
<u>住</u>	所:				
<u>社</u>	名:				
代表	<b>者名:</b>			扣当 <del>者</del> 名:	,

#### 別紙様式2

## 誓 約 書

私
当社:

は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。 この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議 は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

#### 1 契約の相手方として不適切な者

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員 又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、 理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の 防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は 暴力団員(同法第2条6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるい は積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

## 2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

会和	/─		$\vdash$
(元) (三)	年.	H	Н

住所(又は所在地)					
社名					
	名)				
<b></b>	大正。W和。亚比	年	н	口件	

※個人の場合はその者の生年月日を記載すること。

※法人の場合は役員等(上記に記載した者)の生年月日を記載すること。

# 自己申告書

下記の内容について誓約いたします。

なお、この誓約書に虚偽があったことが判明した場合、又は報告すべき事項を報告しなかったことが判明した場合には、本契約を解除されるなど当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 1 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- 2 過去1年以内に、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されていないこと。
- 3 契約締結後、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合には、速やかに報告すること。
- 4 前記1から3について、本契約について当社が再委託を行った場合の再委託先についても同様であること。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官 新潟労働局総務部長 殿

任所(又は所位	土地)		_
社名			
代表者職氏名	(カ)4個 (タ)		